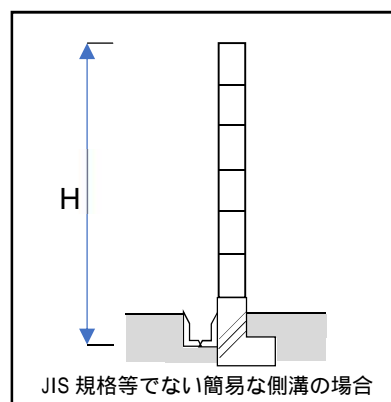
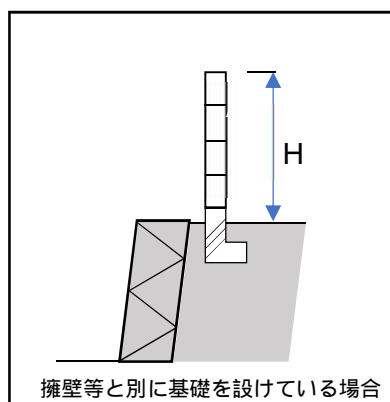
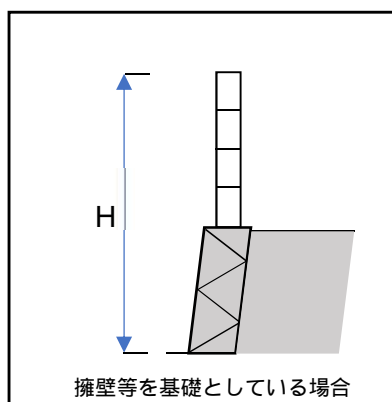
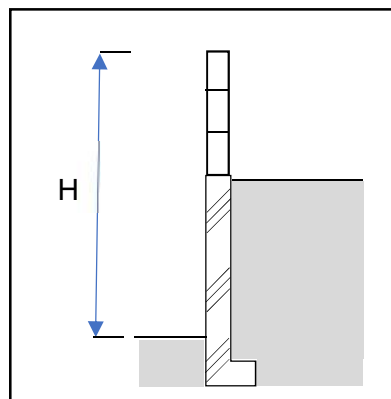
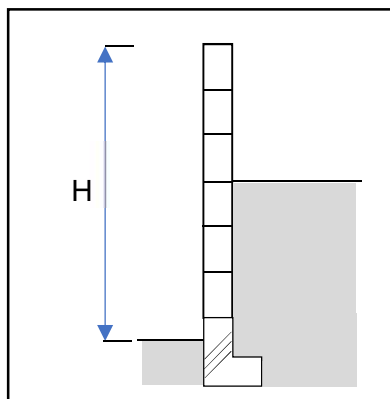
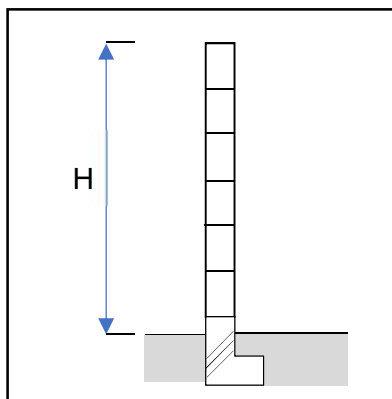


補強コンクリートブロック造の土留め等について

塀と土留め（擁壁）については、以下を参考にしてください。

塀の高さについて

塀の高さの考え方は、低い方からの高さとする。



塀と土留め（擁壁）について

塀

補強コンクリートブロック造の塀、組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀などで、土圧を原則受けないもの。

土留め（擁壁）

上記「塀」のうち、土圧を受けるもの。2 mを超える場合は工作物（擁壁）としての確認申請が必要となる。

2 m以下の土留めについては、確認申請は不要であるが、設計士などの有資格者にて設計した上で設置が望ましい。

建築物の建替時の既存の塀や土留め（擁壁）について

塀：原則、現行規定に適合させる。

擁壁：有資格者にて、劣化状況や適法性の確認を行い安全性の確認をする。

補強コンクリートブロック造の土留めを新たに築造する場合について

新たに補強コンクリートブロック造の土留めの築造を行う場合は、土に接する部分の高さは40センチメートル以下となるように計画・施工することが望ましい。

土に接する部分に使用するブロックは、C種防水ブロックか型枠ブロックとし、空洞部にはすべてコンクリートまたはモルタルを充填するか、または土に接しない部分の塀の厚さより厚くするなどの対応が必要である。

（「コンクリートブロック塀設計規準・解説」より）

なお、補強コンクリートブロック造の土留めを新たに築造する場合については、下記も参考となります。

所沢市HP 開発許可『補強コンクリートブロック造による土留めの構造について』

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/jutaku/kaihatukyoka/cb3.html>

根拠法令等

建築基準法施行令第62条の8

建築基準法施行令第138条

コンクリートブロック塀設計規準・解説